

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで！

河本社労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F Tel: 06-6264-6264 Fax: 06-6264-6265

こんな労務管理、していませんか？

働き方改革のもと、従業員の適切な労働環境の整備を図るべく、労働基準監督署も立ち入り調査等、積極的に実施されるようになっていきます。知らないうちに違反を犯してしまっていた！ということのないよう、今回は、事業主の方が陥りやすい違反事例をご紹介します。無用なトラブルを避けるためにも今一度ご確認ください。

★労働契約の締結時に、労働者に労働条件を明示しなければなりません！

××違反事例××

- ・契約締結時に労働条件は示さず、労働条件は、労働者の働きぶりを見てから決めている。
- ・労働条件は口頭で伝えているから、紙では渡していない。 / ・労働条件は、賃金と労働時間だけを伝えている。

★労働者に書面で交付しなければならない事項

労働条件	記載が必要な事項
契約はいつまでか	☐ 労働契約の期間に関すること
期間の定めのある労働契約の更新についてのきまり	☐ 更新があるかどうか、更新する場合の判断の仕方等
労働者がどこでどのような仕事をするのか	☐ 勤務の場所および従事する業務
仕事の時間や休みはどうなっているか	☐ 仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩、休日、休暇、交代制勤務のローテーション等
賃金はどのように支払われるのか	☐ 賃金の決定、計算と支払いの方法、締切と支払日の時期
労働者が辞めるときのきまり	☐ 退職に関すること(解雇の事由を含む)

【厚生労働省より】

平成 30 年「就労条件総合調査」の結果

厚生労働省が、日本の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とし、平成 30 年「就労条件総合調査」の結果を取りまとめました。

- 対象: 常用労働者 30 人以上の民営企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合 等の会社組織以外の法人を含む)のうち 6,370 社を抽出し、平成 30 年1月に調査を行ったものです。(有効回答: 3,697 社)

<調査内容>

1 年次有給休暇の取得状況: 取得率 51.1%

平成 29 年(又は平成 28 会計年度)1年間の年次有給休暇の付与日数は 18.2 日。

そのうち労働者が取得した日数は 9.3 日で、取得率は 51.1%。

2 勤務間インターバル制度の導入状況: 「導入している」が 1.8%、「導入を予定又は検討している」が 9.1%

各企業における実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が 11 時間以上空いている労働者の状況別の企業割合は「全員」40.5%と「ほとんど全員」33.5%をあわせて7割以上。

3 退職給付(一時金・年金)制度: 制度がある企業割合は 80.5%

退職給付制度がある企業について、制度の形態別の企業割合をみると、「退職一時金制度のみ」が 73.3%、「退職年金制度のみ」が 8.6%、「両制度併用」が 18.1%

【厚生労働省より】

***** 臨時休業のお知らせ *****

誠に勝手ではございますが、職員研修の為、以下の通り臨時休業とさせていただきます。

○休業日: 11月30日(金) 13:00以降

* 12/3(月)より通常業務とさせていただきます。

お急ぎのご用件の方は大変恐れ入りますが、各担当の携帯にお掛け下さい。